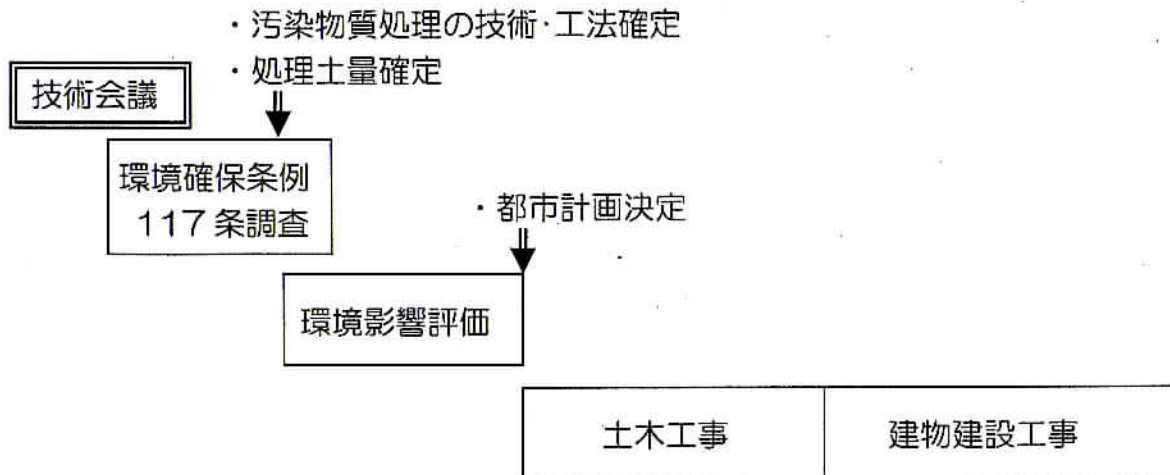


第3回技術会議の議論についての考え方

1 全体スケジュール



2 土木工事着工前における原位置処理の実施

(環境局の見解)

東京都環境影響評価条例により、環境アセスメント手続き終了後でなければ、現地の土壌汚染対策は不可。

3 汚染物質除去・地下水浄化の確認

- ・市場施設完成後に地下水位・水質のモニタリングを実施していく。
- ・土壌・地下水の浄化後、土壌汚染対策法の指定区域解除の要件と同等の地下水質の確認を行うことを検討していく。

4 汚染物質処理、処分の都域内処理

- ・汚染物質については、環境への負荷を低減するため、他県へ搬出せず、都域内で処理・処分する。